

## 引っ越し（転出・転入）の手続きはお早めに

### 大洲市外に引っ越しするとき【転出届】<sup>MAP</sup>①

【窓口で必要なもの】

- ▷ 国民健康保険証（被保険者のみ）▷ 認め印
- ▷ 届け出人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ▷ 印鑑登録証（登録者のみ）
- ▷ 介護保険被保険者証（被保険者のみ）
- ▷ 医療受給者証（こども医療などの受給者のみ）
- ▷ 後期高齢者医療被保険者証（被保険者のみ）

#### 【郵送による転出届】

市ホームページ掲載の転出証明書交付請求書、本人確認書類のコピー、宛先記入し切手を貼付した返信用封筒を同封して市民課宛に送付してください。

※オンラインで転出届ができるようになりました。詳しくは14ページをご覧ください。



市ホームページ  
(転出届)

### 大洲市内で引っ越しをしたとき【転居届】<sup>MAP</sup>①

【窓口で必要なもの】

- ▷ 国民健康保険証（被保険者のみ）▷ 認め印
- ▷ 届け出人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ▷ 印鑑登録証（登録者のみ）
- ▷ 介護保険被保険者証（被保険者のみ）
- ▷ 医療受給者証（こども医療などの受給者のみ）
- ▷ 後期高齢者医療被保険者証（被保険者のみ）
- ▷ 異動者全員のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）※注1参照
- ▷ 異動者全員の在留カード  
特別永住者証明書（外国籍の人）



市ホームページ  
(転居届)

### 市外から引っ越してきたとき【転入届】<sup>MAP</sup>①

【窓口で必要なもの】

- ▷ 転出証明書（前住所地で発行されたもの）
- ▷ 届け出人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ▷ 年金手帳または基礎年金番号通知書（加入者のみ）
- ▷ 介護保険受給資格証明書（認定者のみ）
- ▷ 特定同一世帯所属者証明書および旧被扶養者異動連絡票（該当者のみ）
- ▷ 異動者全員のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）※注1参照
- ▷ 異動者全員の在留カード  
特別永住者証明書（外国籍の人）
- ▷ 認め印



市ホームページ

※転入・転居・転出を本人・同一世帯員以外の代理人が届け出をする場合は、委任状が必要です。

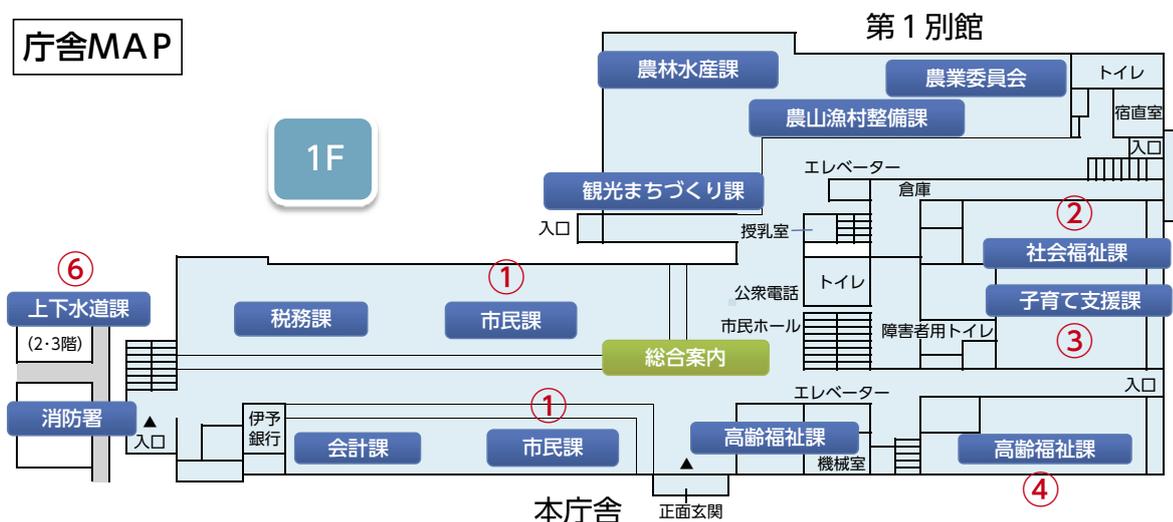
※転居届および転入届は、転居（転入）した日から14日以内に届け出をしてください。郵送での手続きはできません。

※注1：マイナンバーカード・住民基本台帳カードは暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きをする場合は、カード所有者本人に暗証番号を確認しておいてください。同一世帯の人は、直接暗証番号を入力できますが、代理人（別世帯）の場合は、暗証番号を書いた紙を封筒に入れたものを持参してください。職員が代わりに入力します。

問 市民課 ☎0893(24)1710

引越しワンストップサービスが始まりました。詳細は14ページをご覧ください。

### 庁舎MAP



## マイナンバーカードの住所や氏名に変更があったときは手続きが必要です <sup>MAP</sup> ①

引っ越しや婚姻などで住所や氏名に変更があった場合は、カード内部の情報更新と表面の追記欄に変更内容を記載する手続きが必要です。窓口でマイナンバーカードを持参してください。(暗証番号必要)  
なお、暗証番号が間違っている場合は再設定が必要となるため、同日に手続きを完了できないことがあります。

☎ 市民課 ☎0893(24)1710

## そのほかの手続き

### 【障がい福祉関係】 <sup>MAP</sup> ②

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更と受給者証などの手続きを行ってください。

また、次の受給者についても同様に、転入先で所定の手続きを行ってください。

- ▷ 特別児童扶養手当受給者
- ▷ 特別障害者手当受給者
- ▷ 障害児福祉手当受給者
- ▷ 心身障害者扶養共済加入者
- ▷ 自立支援医療費受給者

(精神通院、更生医療、育成医療)

- ▷ 補装具費・日常生活用具費受給者

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っている人で引き続きサービスの利用を希望される場合は、転入先で支給申請を行ってください。

☎ 社会福祉課 ☎0893(24)1758

### 【児童手当】 <sup>MAP</sup> ③

転出の際に「受給事由消滅届」を提出して、転出予定日の翌日から15日以内に転入先で「認定請求」を行ってください。(※転入手続きだけでは、手当は支給されません。)



☎ 子育て支援課 ☎0893(24)5718 市ホームページ

### 【介護保険被保険者証】 <sup>MAP</sup> ④

65歳以上の人、または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きを行ってください。

☎ 高齢福祉課 ☎0893(24)1714

### 【小・中学校の転校】 <sup>MAP</sup> ⑤

市外の小・中学校に転校する場合は「在学証明書」などの書類を転入先の学校に提出してください。

☎ 教育総務課 ☎0893(24)1733

### 【上下水道の使用開始・中止】 <sup>MAP</sup> ⑥

3～4月は混雑が予想されるため1週間前には上下水道課で申し込みを行ってください。(電話での申込み可) 使用中止後の料金の請求は2～3カ月遅れとなります。

また、井戸水を公共下水道へ流入させている世帯は、人数の変更があるときは、異動届を提出してください。

### 【上下水道料金の支払いは便利な口座振替で】 <sup>MAP</sup> ⑥

仕事などにより、金融機関や窓口での毎月の支払いが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

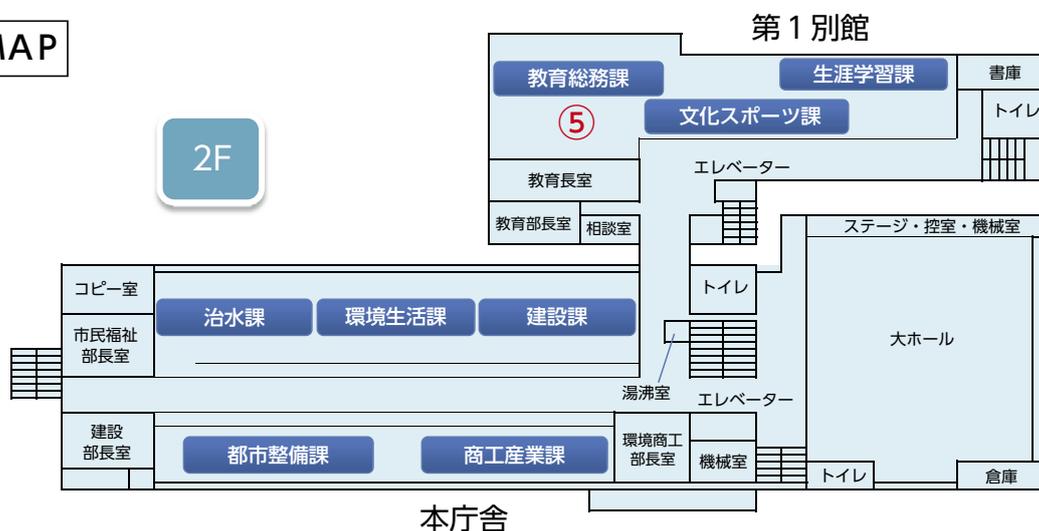
口座振替の申し込みは、取り引きのある市指定金融機関をお願いします。

☎ 上下水道課 ☎0893(24)3753



市ホームページ

## 庁舎MAP



## マイナンバーカードの利活用シーンは拡大しています

### 「引越しワンストップサービス」が始まりました

全国の市区町村で市外へ引越するときの手続き（転出届）がオンラインで届け出できるようになりました。このサービスを利用する人は、転出にあたり今まで住んでいた自治体への来庁が原則不要となります。（転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きは必要です）

#### 【開始日】

令和5年2月6日(月)

#### 【サービスを利用できる人】

署名用電子証明書暗証番号（英数字6～16文字）が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引越しをする人

※利用するためには、マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器が必要です。

※代理人での手続きはできませんが、引越する人が、申請する人と住民票上同一世帯の人（マイナンバーカード所有者に限る）の場合も、このサービスが利用可能です。

#### 【手続きの際の注意】

転入の手続きは、引越する本人が来庁する必要があります。（必ずマイナンバーカードを持参してください）

マイナンバーカードに記載されている住所と現在の住所が異なる場合は、窓口や郵送で転出届をしてください。

#### 【問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

平日：9:30～20:00

土日祝：9:30～17:30（年末年始を除く）

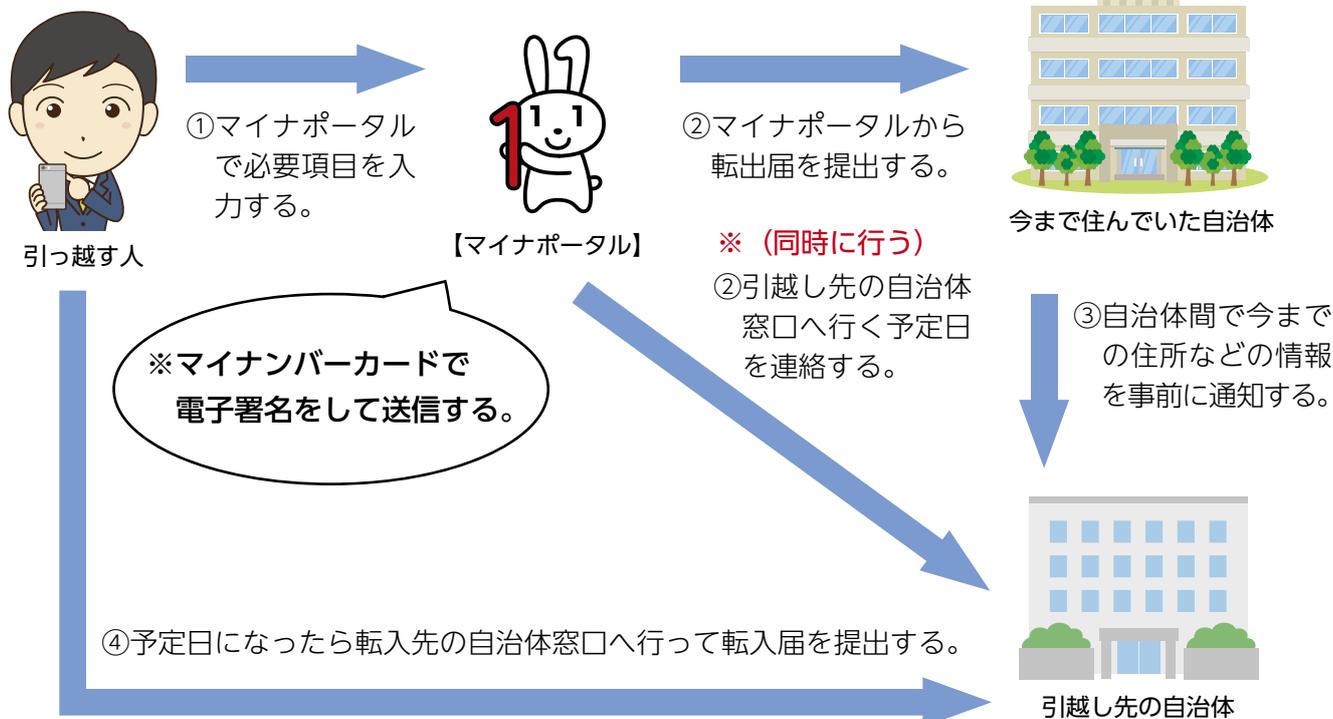
※音声ガイダンスは「4番：マイナポータル」を指定してください。

市民課市民係 ☎0893(24)1710



市ホームページ

## 引越しワンストップ手続きの流れ



※②転出届と窓口へ行く予定日の連絡は、マイナポータル上で同時に行います。



マイナポータル（アプリのダウンロードが必要です）

きりめき

ニュース

シリーズ

お知らせ

情報ひろば

図書館

未来を拓く

保健センター

相談・救急

## 「書かない窓口」が始まります

住民票の写しや税の証明書などを窓口で取得する時に、マイナンバーカードを持参すると、申請書などを書かずに証明書を取得することができるようになります。（一部申請書を除く）

書かない窓口の利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

また、本人が印鑑登録証明書を申請する場合に限り、印鑑登録証の持参を省略することもできます。



## コンビニ交付が始まります

本人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機のタッチパネル画面を操作することで、自動で各種証明書が取得できるようになります。

利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

	取得できる証明書	証明手数料
1	住民票の写し	300円
2	印鑑登録証明書	300円
3	戸籍証明書（現在戸籍のみ）	450円
4	戸籍の附票の写し	300円
5	課税・所得証明書（現年度のみ）	300円

※1.2.5の証明書について、転出者や転出予定者は取得できません。

※代理人が印鑑登録証明書を申請する場合は、これまでどおり印鑑登録証が必要です。誤って処分しないようご注意ください。

### 【開始日】

令和5年2月27日(月)

### 【利用箇所】

市民課・税務課および各支所

### 【取扱証明書】

市民課および税務課の各種証明書

### 【問い合わせ先】

市民課市民係

☎0893(24)1710

税務課

☎0893(24)1711



市ホームページ

※大洲市外に住んでいる人が戸籍証明書や戸籍の附票の写しを取得する場合は、事前にコンビニ交付サービスの利用登録申請が必要になります。（インターネットまたはコンビニなどのマルチコピー機から申請できます）

※インターネットでの利用申請にはパソコンとICカードリーダーが必要です。

### 【開始日】

令和5年3月20日(月)

### 【利用時間】

6:30~23:00

（年末年始、保守点検日を除く）

### 【利用店舗】

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど（マルチコピー機設置店舗に限る）

### 【問い合わせ先】

市民課市民係・戸籍係

☎0893(24)1710

税務課市民税係

☎0893(24)1711



市ホームページ



Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス  
 令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)で、  
**継続検査窓口**での**納税証明書の提示が不要**になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

これまででは、軽自動車の車検時に納税証明書を用意する必要がありましたが、軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)の運用開始により、令和5年1月からの車検時納税証明書の提示が原則として不要になりました。

ただし、二輪の小型自動車(排気量250ccを超える二輪車)については、従来通り納税証明書の提示が必要です。また、二輪車以外の軽自動車であっても以下①～⑤の場合には、従来の紙の納税証明書が必要な場合がありますので、ご注意ください。

**【納税証明書の提示が必要な場合】**

- ①軽自動車税種別割を納付したばかりで、システムへの納付情報登録がまだ反映されていない場合(納付方法により、納付情報登録までにおおむね2～3週間程度時間を要することがあります。)
- ②対象車両に過去の軽自動車税種別割の未納がある場合

- ③新たに対象車両を取得するなど、まだ大洲市で軽自動車税種別割が課税されていない場合
  - ④領収書添付の納税証明書の有効期限欄が「\*\*\* \*\*」となっている場合
  - ⑤減免を申請してから決定されるまでの間または減免の申請直後の場合
- 車検を第三者(業者など)に代行依頼する場合、代行者が納付されているかを確認するため、上記に該当していなくても納税証明書の提出を求められる場合があります。詳しくは依頼先にご確認ください。

**【問い合わせ先】**

税務課収納係 ☎0893(24)1711



市ホームページ

**軽自動車や原付バイクなどの変更手続きを忘れていませんか**

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。車両の譲渡や廃車などがある場合や、引っ越しなどにより車両の所在が分からなくなった場合は、早めに下記の手続きを行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合は、継続して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをしても課税の取り消しはできません。ご注意ください。

なお、軽自動車税(種別割)に月割課税制度はありません。

**660cc以下の軽自動車**

▷申請窓口：軽自動車検査協会

**【問い合わせ先】**

軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎050(3816)3124  
 または車両販売店

**125cc超の中型・大型バイク、ボートトレーラー**

▷申請窓口：運輸支局

**【問い合わせ先】**

愛媛運輸支局 ☎050(5540)2076または車両販売店

**125cc以下の小型バイク(原動機付自転車など)**

**小型トラクターや農耕車、フォークリフトなど**

▷申請窓口：税務課または各支所

**【必要なもの】** 申請者本人確認書類

▷廃棄の場合：ナンバープレート(ない場合は「解体証明書」の添付など)

▷紛失・盗難の場合：「遺失・盗難届出証明」の添付または「届出受理番号」の提出など

**【問い合わせ先】**

税務課収納係 ☎0893(24)1711  
 長浜支所 ☎0893(52)1111  
 肱川支所 ☎0893(34)2311  
 河辺支所 ☎0893(39)2111



市ホームページ

お知らせ  
 情報ひろば  
 図書館  
 未来を拓く  
 保健センター  
 相談・救急

## 令和5年度交通災害共済に加入しませんか

交通災害共済とは、交通事故による被害者救済を目的とし、県内10市町が共同で実施している制度です。

### 【加入申込書の配布】

令和4年度に加入した人に対して配布します。令和5年度に新たに加入を希望する場合は、申込書を送付しますので、ご連絡ください。

### 【加入申し込み方法】

最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口に参加申込書を持参し、掛け金を納付してください。

### 【加入資格】

4月1日（基準日）に大洲市に住民登録があり、市内に居住している人および共済加入者の被扶養者で、市外に居住している人

### 【掛け金】（1人年額）

一般	700円
中学生以下	300円

### 【共済期間】

4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

### 【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなどを利用している際の接触、衝突などの事故、または歩いていて、車などにはなられた場合に適用となります。

### 【見舞金を請求する場合】

請求方法をご説明しますので、お問い合わせください。

※請求時には交通事故証明書が必要になりますので、事故の程度にかかわらず必ず警察署に届け出てください。

### 【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係	☎0893(24)1742
長浜支所	☎0893(52)1198
肱川支所	☎0893(34)2311
河辺支所	☎0893(39)2111



市ホームページ

## フラワーパーク体験農園の利用者を募集します

フラワーパーク内にある体験農園で花や野菜を育ててみませんか。

【場所】 大洲市西大洲甲1766番地第7

【募集区画】 12区画（1区画あたり2m×5m）

※希望者多数の場合は抽選になります。

### 【利用できる人】

市内に住所を有する人または市内に勤務する人

【利用料金】 1区画につき年間2,620円

【期間】 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

【申込受付期限】 令和5年3月15日(水)

### 【申込方法】

申請書を受付期限までに郵送か農林水産課窓口へ提出してください。

### 【申請書】

農林水産課窓口または市ホームページ新着情報欄で入手することができます。



### 【問い合わせ先】

農林水産課農業振興係  
☎0893(24)1727



市ホームページ

## オンラインウォークイベントを開催します

オンラインウォークイベント、大洲市民対抗「菜の花健康ウォーク」を開催します。

このイベントは、スマートフォンのアプリ「スポーツタウンWALKER」を使って自宅や地域のコミュニティにしながら参加できるウォーキングイベントで、その進捗状況を友人や家族、他の参加者とランキングを共有し、楽しみながら健康増進につながる魅力的なものです。

菜の花の咲く春を感じながら、ぜひご家族や友人と一緒に健康な自分への一步を踏み出してみませんか。

なお、アプリの登録方法など不明な点がございましたら、文化スポーツ課までお気軽にお問い合わせください。



**【開催期間】** 3月1日(水)～3月31日(金)

**【参加料】** 無料

**【申込】** アプリ内で随時受付中

**【賞品】** 愛媛FC公式戦ペア観戦チケット  
大洲市特産品など

※詳しくは、アプリをご覧ください。

**【問い合わせ先】**

文化スポーツ課スポーツ推進係

☎0893(24)1734

スポーツ情報&ウォーキング管理アプリ  
「スポーツタウンWALKER」

【アプリインストール】

【YouTube説明動画】



Android版



iOS版



Android版



iOS版

## 令和5年度バランスボール教室の受講生を募集します

体幹を使ったトレーニングやストレッチをリズムに合わせて楽しくエクササイズする教室です。

**【日時】** 令和5年4月～令和6年3月の毎週土曜日  
1部13:30～14:30 2部15:00～16:00

※受講時間の指定はできません。

**【場所】** 大洲市総合体育館 格技室

**【対象】** 市内在住の人 **【参加費】** 無料

**【定員】** 40人程度

**【申込方法および期限】**

3月17日(金)までに文化スポーツ課に電話またはメール、もしくは総合体育館に申し込みしてください。なお、応募者多数の場合は、抽選により受講生を決定します。

**【申し込み・問い合わせ先】**

大洲市教育委員会文化スポーツ課  
スポーツ推進係☎0893(24)1734 市ホームページ  
メール: bunkasportska@city.ozu.ehime.jp



## 農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会では、令和5年7月19日に任期満了を迎える農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

募集要項と推薦届、応募届は、市ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局や各支所でも受け取ることができます。

**【対象】**

市内に住所を有する人（市の附属機関などの委員や市の職員は対象外）

**【募集期間】**

3月3日(金)～3月30日(木) 17:00 (必着)

**【募集人数】** 農業委員 19人

農地利用最適化推進委員 20人

**【募集方法】**

個人3人以上からの推薦、団体からの推薦または自薦（応募）。

**【問い合わせ先】**

農業委員会事務局 ☎0893(24)1726



市ホームページ  
(3月3日公開)

## 山鳥坂ダム付替道路トンネル貫通記念ウォーキングを開催します

山鳥坂ダム建設事業については、ダムの建設予定地及び湛水地内に、県道55号が通っていることから、現在、その道路を付け替えているところです。その新しい道路（付替県道）の一部である「愛の森トンネル」と「敷水トンネル」が貫通し、それぞれ「トンネル貫通式」が開催されました。敷水トンネル貫通式では、式典に地元の肱川小学校と河辺小学校の児童らも参加し、貫通発破や貫通確認、地域の保存会による神楽披露などが行われました。今後は舗装や照明工事などを行ったあと、付替県道約6.2kmのうち約4.2kmの部分開通（1次切替）を行い、引き続きダム本体の工事に着手する予定です。

本イベントは、地域みなさんが1次切替の道路開通前に工事中のトンネルを歩ける貴重な機会となります。ぜひご参加ください。

**【日時】** 令和5年4月23日(日)

▷午前の部 9:00～12:00 (受付 8:30～9:30)

▷午後の部 13:30～16:30 (受付 13:00～14:00)

※午前の部、午後の部ともにゴール後は順次解散

**【場所】**

敷水トンネルから愛の森トンネル間の往復約7km  
(片道約3.5km)

**【集合場所】** 敷水トンネル起点側駐車場（下図参照）

**【参加資格】**

往復約7kmを完歩できる人(小学生以下は保護者同伴)

**【定員】** 午前の部、午後の部ともに150人（先着順）

**【参加費】** 無料

**【申込】** 山鳥坂ダム工事事務所  
ホームページから申込



事務所  
ホームページ



敷水トンネル貫通式



貫通式では防水シートへの記念書き込みも

**【参加にあたっての留意点】**

往復が困難となった場合は、折り返し地点（約3.5km）から駐車場までバスで送迎します。

トンネル内は未舗装で、十分な照明でないため足元にご注意ください。

※小雨決行

**【問い合わせ先】**

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所工務課

☎0893(34)3000

当日は子どもも楽しめる催しや貫通石のお土産もご用意しています。



ウォーキングコース全図



愛の森トンネル内部の様子

## コミュニティドラムサークルが開催されます

世界のいろいろなドラム（太鼓や小物楽器）を輪になって参加者全員で演奏します。イベントには誰でも参加することができます。（事前申込制）

**【日時】** 5月6日(土) 13:00~15:00

**【場所】** 風の博物館 歌麿館 多目的ホール

**【参加費】** 無料

**【定員】** 80人（先着順）

**【申込】**

（一社）VMCグローバルジャパンホームページまたは二次元コードから申込

**【後援】**

大洲市、大洲市教育委員会、大洲市交流促進センター 鹿野川荘

**【申込・問い合わせ先】**

（一社）VMCグローバルジャパン

メール support@vmcglobal.jp（よねざわ）



## 「えひめ子ども観光大使 第8期生」を募集します

ふるさと愛媛の良さを体験し、愛媛を誇りに思う子どもたち、「えひめ子ども観光大使第8期生」（主催：NPO法人えひめ教育技術研究所）の参加者を募集します。ちりめん漁や真珠の玉出し体験など、愛媛のいいところを丸ごと体験できる講座を用意しています。条件を満たした参加者には認定証を交付予定です。

**【対象者】** 小学1年生～6年生

**【活動期間】** 令和5年5月～令和6年2月

**【参加費】** 各講座2,000円（保険代含む）

**【申込】** 2月26日(日)～

※定員（35人）になり次第終了



えひめ子ども観光大使  
ホームページ



**【問い合わせ先】**

NPO法人えひめ教育技術研究所

メール shindo.akihide@toss2.com

## 「住まいづくり木工科」と「アパレルビジネス科」の訓練生を募集（後期試験）します

愛媛県立宇和島産業技術専門学校では訓練生を募集しています。

**【募集人数】**

住まいづくり木工科 14人（総定員は15人）

アパレルビジネス科 9人（総定員は10人）

**【訓練期間】**

10カ月（5月10日(水)～令和6年2月28日(水)）

**【申込】**

3月13日(月)～4月14日(金)にハローワークへ入校願書を提出（必着）

**【入校選考日】** 4月21日(金)

**【合格発表日】** 4月28日(金)

**【費用】** 入校選考料・入校料・授業料は無料

※テキスト代などは自己負担あり

**【問い合わせ先】**

愛媛県立宇和島産業技術専門学校

☎0895(22)3410



県ホームページ

## 4月9日(日)は「愛媛県議会議員選挙」の投票日です

### 【投票できる人】

▷年齢

令和5年4月9日現在満18歳以上の人  
(平成17年4月10日以前に生まれた人)

▷住所

令和4年12月30日以前に大洲市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する人で、大洲市選挙人名簿に登録されている人(令和4年12月31日以降に県内の他市町へ転出した人でも、大洲市で投票できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。)

### 【投票日時】

令和5年4月9日(日) 7:00~20:00

※閉鎖時刻の繰り上げをしている投票所があります。(入場券に投票所及び閉鎖時刻を記載しています。)

### 【期日前投票】

投票日当日、仕事や旅行などの理由で投票できない人は、期日前投票ができます。

▷期間及び場所

4月1日(土)~4月8日(日)

- ①大洲市役所 2階大ホール
- ②長浜体育館 1階会議室 (長浜支所前)
- ③肱川保健センター 1階講義室
- ④河辺支所 2階会議室

▷受付時間

8:30~20:00

※青島にお住まいの人は、4月3日(月)の9:30~15:30まで青島コミュニティセンターで投票できます。(悪天候時は、翌日に順延)

### 【問い合わせ先】

大洲市選挙管理委員会事務局

☎0893(24)1760



市ホームページ

## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、この登記申請義務は、令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用されます。

この場合、令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされています。

※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

※相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」も新たに設けられます。

### 【問い合わせ先】

松山地方法務局大洲支局

☎0893(50)5055



松山地方法務局  
ホームページ

## 不動産に関する無料相談会が開催されます

不動産鑑定士による不動産に関する無料相談会が開催されます。

【日時】 4月3日(月) 10:00~16:00

【場所】 大洲市総合福祉センター 4階 小会議室

【内容】

価格・賃料・売買・賃貸借など不動産に関すること

【主催】 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会

【後援】 愛媛県、大洲市、松山市、四国中央市

※事前の予約は必要ありません。

直接会場にお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止または日程などを変更することがあります。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会事務局

☎089(941)8827 FAX089(945)1301

## 春季全国火災予防運動

今年も3月1日(水)から3月7日(火)までの1週間『春季全国火災予防運動』が全国一斉に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災による死傷者の発生をなくすとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

消防署では、この期間中に各家庭の防火訪問や広報活動等を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。



### 火の用心への心掛け

- ①住宅用火災警報器の設置と定期的に作動確認をする。
- ②コンセントは定期的に清掃する。
- ③風の強い日や空気が乾燥している日は、たき火をしない。
- ④たばこの火は確実に消し、寝たばこは絶対しない。
- ⑤高齢者や身体の不自由な人を守るために地域の協力体制をつくる。



#### 【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119  
 長浜支署 ☎0893(52)0119  
 川上支署 ☎0893(34)2851



大洲地区広域  
 消防事務組合  
 ホームページ

## 今日からできる健康づくり ～予防接種による感染症予防～

みなさん、感染症対策はされていますか。

今年の冬は新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザウイルスも同時流行し、全国的に感染が広がっている状況です。

病気を予防し、万が一かかっても重症化を防ぐために、予防接種を受けておくことをお勧めします。

予防接種は法に基づいて実施する「定期接種」と、希望者が各自で受ける「任意接種」があり、乳幼児から高齢者までさまざまな種類のワクチンを受けることができます。

中には受けられる時期や対象、接種間隔などが決まっているワクチンもあるため、受ける際には注意が必要です。また、医療機関によっても受けられる予防接種は違うため、事前に確認が必要です。

### 予防接種5つのメリット

- ①個人を守る（個人防衛）
- ②流行を抑え集団や社会を守る（社会防衛）
- ③予防接種を受けていない（受けられない）人を守る
- ④次世代の健康を守る
- ⑤感染症を根絶・排除する

感染が広がる前に必要な予防接種を受けて、病気から自分や周りの人の健康を守ることが大切です。特に子供たちは、新年度を迎える前にまだ接種していない予防接種がないか振り返り、体調の良い時に早めの接種を心がけましょう。



大洲市保健センター  
 保健師 武田 倫実

#### 【問い合わせ先】

大洲市保健センター 健康支援係  
 ☎0893(23)0310